

## 用語の解説

### ※1 <子どもの読書活動の推進に関する法律>

子どもの読書活動の重要性に鑑み、子どもが自主的に読書活動ができるように、積極的にその環境整備を図るため、平成13年12月に公布、施行された法律。「子ども読書年」（平成12年）の国会決議の趣旨を生かすものとして制定された。

### ※2 <朝読書>

小学校や中学校などで、1時限目の授業が始まるまでに行う読書活動のこと。全校一斉に取り組むことによって、子どもの学習活動に好影響が見られる。朝読書の取組は、「全員が、同じ時間帯で、毎日行うこと」の三原則が大切だといわれている。

### ※3 <学校図書館司書>

司書教諭と協力して学校図書館の運営を行う。

### ※4 <読み聞かせ>

聞き手に対して、本を見せながら声に出して本を読むこと。まだ字の読めない子どもや、本の世界の入り口に立っている子どもたちに、本の中身と魅力を具体的に伝え、読書の楽しみを知ってもらう効果的な方法。

集中して話を聞く訓練にもなるため、年齢が上がっても読書への導入として有効である。

### ※5 <こんにちは赤ちゃん訪問事業での絵本プレゼント>

生後4か月までの全ての乳児を訪問する『こんにちは赤ちゃん訪問事業』の機会を通じて「赤ちゃん絵本」をプレゼントする。この時期から絵本に親しめることや触れ合いの大切さを伝えている。

### ※6 <子どもの居場所づくり事業>

放課後等の子どもたちが安心して過ごせる居場所を確保し、次世代を担う児童の健全育成を支援することを目的として、分館公民館等を利用して行われる事業。

### ※7 <地域・家庭文庫>

子どもが本に親しみ、読む楽しさを体験できるよう、地域の施設や家庭で本の貸出しをしたり読み聞かせなどを行っている。

現在、京田辺市には3箇所の地域文庫があり、ボランティアによって運営されている。

### ※8 <ブックトーク>

一つのテーマに沿って何冊かの本を紹介すること。いろいろな分野から集めた本をそれぞれ関連づけ、聞き手が「読んでみたい」と思うように工夫しながら本のおもしろさを伝える手法。子どもが新しい本と出会い、興味を広げるきっかけ作りとして有効。

### ※9 <ストーリーテリング>

話し手が、物語(昔話など)を覚えて自分のものにし、本を見ないで語り聞かせること。子どもは、頭の中でイメージをふくらませ、楽しみながら、想像力を豊かにすることができるかとされている。

### ※10 <レファレンスサービス>

相談等に対して、必要な資料や情報を探す手助けをしたり、資料や情報を提供したりする業務のこと。

### ※11 <司書教諭>

学校図書館法の規定に基づき、学校図書館の専門的職務に携わる職員で、教員免許を有し司書教諭講習を終了した教諭のこと。

### ※12 <移動図書館>

図書館から離れた地域や施設などへ自動車(マイクロバスの改造車)を用いて図書館資料を運搬し、職員が貸出しやレファレンスなどのサービスを行う図書館のこと

### ※13 <読書ボランティア>

子どもたちに本の読み聞かせやブックトークなどを行うボランティアのこと。学校や幼稚園などに出かけ、読み聞かせ等を行うことは、子どもたちに読書の楽しみや、おもしろさを伝える大きな役割を果たしている。

### ※14 <留守家庭児童会>

児童福祉法に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に専用施設や小学校の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。

### ※15 <子ども読書の日>

平成13年12月に公布、施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、毎年4月23日を「子ども読書の日」と定めたもの。